

資循 第 378 号  
平成20年 1月31日

埼玉県内外のごみ問題を考えるネットワーク  
加藤 晶子 様

埼玉県環境部長

埼玉県の廃棄物政策～彩の国資源循環工場に関する請願について（回答）

埼玉県の環境行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

御質問をいただきました点について、別紙のとおり回答いたします。

## 埼玉県廃棄物政策～彩の国資源循環工場に関する請願に対する回答

## ＜埼玉県の環境政策について＞

1) 埼玉県の産業廃棄物排出量の経過と見通し（過去10年及び今後5年）は？

【回答】

5年毎に行われている「埼玉県産業廃棄物実態調査」によると、平成10年度は、1,180万トン、平成15年度は1,103万トンとなっています。

将来予測については、第6次埼玉県廃棄物処理基本計画によると、平成22年度は、1,089万トンと予測しています。

2) 埼玉県外からの産業廃棄物の流入量と県外への流出量の推移（過去10年の統計）は？

【回答】

平成10年度から調査が実施されている「廃棄物の広域移動対策検討調査」によると、埼玉県外からの産業廃棄物の搬入量と県外への搬出量の推移は次のとおりです。

(単位：千トン)

実績年度	搬入	搬出
平成10年度	3,119	1,210
平成11年度	3,875	1,242
平成12年度	3,486	1,437
平成13年度	4,943	1,503
平成14年度	4,617	1,622
平成15年度	4,222	1,648
平成16年度	4,281	1,599
平成17年度	5,513	1,754

3) 全国及び埼玉県のゴミ埋立て量は過去10年間でどのように推移してきましたか？

それにより、今後の埋立て量はどのようになっていくと予想していますか？

【回答】

環境省が毎年度実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」、埼玉県が実施している「一般廃棄物処理事業の概況」から取りまとめたところ次のとおりです。

(単位：万トン)

実績年度	全国	本県
平成8年度	1,309	33.8
平成9年度	1,201	32.6
平成10年度	1,135	33.2
平成11年度	1,087	33.3
平成12年度	1,051	33.9
平成13年度	995	33.4
平成14年度	903	29.0
平成15年度	845	24.6
平成16年度	809	23.1
平成17年度	733	21.8

国では、「一般廃棄物の減量化」に関し、最終処分量については平成9年度1,201万トンに対して、平成22年度までにおおむね半分の640万トンに削減することを目標としています。

県では、減少傾向が続くと見込んでいますが、県外埋立への依存度を下げることが課題となります。

4) 少子化による人口の減少が全国及び埼玉県のゴミ発生量に対してどのような影響をもたらすと予想していますか？

【回答】

埼玉県内の人口は平成17年から22年度までの5年間で0.03%増加すると推計しています。また、第6次埼玉県廃棄物処理基本計画では平成15年度から22年度までの7年間で一人あたりの一般廃棄物の排出量を3.6%増加すると予測しています。

5) 「埼玉県の最終処分場がひっ迫している」(彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想) というその根拠は？

【回答】

現在の埼玉県内における最終処分場の残余容量は、平成18年3月末日で市町村処分場で約125万m<sup>3</sup>、県営処分場で約140万m<sup>3</sup>であり、東京都の約2,442万m<sup>3</sup>、神奈川県515万m<sup>3</sup>などと比べきわめて少ない状況にあります。

また、埼玉県内から発生する最終処分を要する廃棄物の量は、推計で年間45万トンにもものぼります。そのうち、一般廃棄物の8万トン(一般廃棄物の県外処理量は全国一)、産業廃棄物の22万トンを県外処分場に依存しており、今後とも、県内における安定的な最終処分の受入先を確保することが喫緊の課題となっています。

6) 現在の日本の”大量生産・大量消費・大量廃棄”という社会システムと、目指すべき、地球単位で希求されている”循環型社会”と彩の国資源循環工場との位置づけは？

【回答】

持続可能な循環型社会の構築に向けて、廃棄物問題の解決や適正なリサイクルを促進していくためには、市場原理に基づく産業活動の中で物質循環が図られていくことが不可欠であり、そのための環境産業、特にリサイクル産業の振興が求められています。

しかし、廃棄物処理やリサイクル施設の整備にあたっては、民間企業の努力だけでは新たな施設整備が困難な状況にあります。

こうした中、県では、公共の関与のもと、安心・安全を確保しながら、民間の活力を生かして廃棄物問題の解決と適正なリサイクルを促進していくため、寄居町にある県の環境整備センターの敷地内に、「彩の国資源循環工場」を整備しました。

第6次廃棄物処理基本計画においては、資源循環工場について「地域と共存する再資源化施設の整備と運営」として重点施策に位置付けています。

7) 埼玉県の循環型社会構築の基本計画に対して、彩の国資源循環工場が果たした効果の実績(行政評価の統計)は？

【回答】

第6次埼玉県廃棄物処理基本計画では、持続可能な循環型社会を実現するため、県では様々な施策を実施していくこととしており、彩の国資源循環工場の整備につきましても、その重点施策として位置付けております。

資源循環工場の全施設が操業を開始した平成18年7月から平成19年6月までの1年間の廃棄物の受入総量は約17万トンであり、そのうち2万9千トンがリサイクル製品として生産されています。また、資源循環工場を利用している市町村も58市町村にのぼり、市町村のリサイクル施策にも貢献しています。

また、平成18年度の施設の見学者は14,444人にもものぼり、社会的な関心も高く、リサイクル意識の普及に資するものと考えています。

8) 彩の国資源循環工場として産業廃棄物処理施設を一極集中させることと、その地域の環境容量との関係をどうお考えですか？

また、住民の人権との関係をどうお考えですか？

【回答】

彩の国資源循環工場は、透明性の高い住民合意システムの下、民間の有する技術力、

経済力と公共の有する計画性、信頼性を生かしたモデル事業です。

事業実施にあたっては、環境対策に万全を期すとともに、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県による運営協定を締結し、立地企業は法令の基準より厳しい基準で運営しています。

さらに、測定・検査の結果につきましては住民の皆様に公表するとともに、住民監視システムの導入など、透明性の高い運営管理を行っています。

また、最終処分場の埋立跡地は三ヶ山緑地公園など、自然環境を生かした公園などとして整備し、地元還元しています。

9) 環境の恵沢の享受と継承（環境基本法）、潤いある生活環境の創造（景観法）等の世界的課題を環境整備センター・彩の国資源循環工場周辺地域と住民に対して実現するために、どのような施策をご用意していますか？

一定期間内に段階的縮小撤廃等、具体的にお示しください。

【回答】

資源循環工場の整備・運営にあたっては、周辺の緑と調和した潤いある環境空間として整備することとし、各施設で緑地率30%以上を確保し、全体では残存緑地と合わせて80%の緑地率を確保しています。産業廃棄物処理施設においては、法令で定められた基準より厳しい基準で運営しています。

また、埋立跡地の活用と地域への貢献を目的に、PFI事業により、三ヶ山緑地公園や体育館などを整備しました。三ヶ山緑地公園は、15.6haの中に、陸上トラックやサッカー広場、展望施設、野外ステージなどを備えており、少年サッカーやグランドゴルフ等に利用されています。

三ヶ山体育館は、平日の夜間や土曜日・日曜日を中心にバレーボールやバトミントンなどに利用されています。

また、構内には、歩道を整備し、ソメイヨシノや山桜等の季節の花木を植栽しております。

今後とも、地元の憩いの場として親しまれる施設整備や地域と連携した施設運営をしていきます。

<環境整備センターと彩の国資源循環工場（第I期事業）について>

10) 彩の国資源循環工場各社の経営内容（採算）はどのようなプランになっており、現在の稼働実績との整合性はどのようになっていますか？

また、それに対して埼玉県はどのような経営指導をしていますか？

【回答】

循環工場の各事業者は経営が軌道に乗るまで数年程度を見込んでおります。ただ、設立計画の当時とは市場が変化したことにより、事業者の経営環境に厳しいものもできています。

各事業者の経営については、一義的には各事業者の経営責任に負うものですが、全体としては、県の資源循環のモデル事業として整備を進めてきたものであり、県としても県内のリサイクル推進の観点から支援していきます。

11) 埼玉県環境整備センターの当初の埋立て予定と、実際の統計実績とそのズレの理由は？

【回答】

環境整備センターを整備した当初においては、最大年間20万トンを受入可能な体制を整えることで、14年間程度で埋立が完了するものと見込んでいました。

その後、排出抑制や減量化、再資源化の増加などの社会的取組が進んだことや、環境整備センターの厳しい受入基準の徹底などにより、最終処分場の延命に繋がってきたものと考えています。

なお、平成18年度の埋立量は約7万3千トンであり、当初から累計で約123万トンを受け入れています。

12) ごくわずかな量の汚染物質の流出であっても長期にわたった場合には、健康被害をもたらす可能性はありますか？

【回答】

資源循環工場における環境調査は、環境調査の測定結果を排出基準より厳しい「環境基準」と比較することにより、工場での事故・異常などの早期発見と周辺環境への影響の防止を図っております。

環境整備センターにおいては、地元と結んだ公害防止協定の中で、受入廃棄物は有害廃棄物を除いたものとし、排水についても、法の排水基準よりも厳しい基準で水処理をしております。

13) 彩の国資源循環工場で火災や爆発事故、汚染物質の大量流出などの深刻な事態が発生した場合、周辺住民に対してどのような対処がとられますか？

【回答】

運営協定に基づき、立地企業には法令の基準を上回る厳しい基準を遵守させるとともに、この工場が原因で環境に及ぼす重大な故障・事故が起こった場合は、直ちに操業を停止するなどの対応をしております。

また、被害が起きた場合の補償については、県及び事業者の契約において、県及び事業者の責任分担が定められておりますが、県が窓口となり、責任を持って対応をしております。

<彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業について>

14) 「埼玉県グリーンバレー計画」は、いつ計画されたどのようなものですか？現在も継続しているのでしょうか？当時の関係資料を示してご説明ください。

また、第2期事業はその一部なのですか？

【回答】

埼玉県グリーンバレー計画は、環境整備センターの供用開始にあたり、その埋立跡地の利用に関する方向性を示すものとして検討されたものです。その後、埋立跡地の利用については、県と地元とで構成する埋立跡地利用検討会議で検討していくこととしています。

なお、同計画は環境整備センターの埋立跡地利用に関するものであり、第Ⅱ期事業に関するものではありません。

15) 第2期事業計画地の土地は、どのような理由で誰から、いつ購入しましたか？地元住民へはどのように説明しましたか？関係資料書類を示してご説明ください。

【回答】

環境整備センターの隣接県有地は、環境整備センターの供用開始にあたって、県営工業団地を整備することを目標として地権者の方から購入しております。

その後の社会経済情勢の変化により、県営工業団地の整備が困難となったことに伴い、「資源循環工場の拡大整備」について、寄居町、議会、住民代表の方々のご理解をいただきました。

平成18年2月に第Ⅱ期事業の基本構想を作成し、同年3月に住民説明会を開催しております。

<環境影響評価について>

16) 埼玉県は彩の国資源循環工場や第Ⅱ期事業における環境影響評価のデータの公平性をどうやって担保しますか？

【回答】

環境影響評価のデータは、公告・縦覧を実施するとともに、学識経験者から構成される技術審議会等によって内容を詳しく審議しております。

17) 第Ⅰ期事業で環境影響評価をしていたにもかかわらず、その後の環境汚染がカバーできなかった理由は？

【回答】

排水基準を超えたものとして工場からの鉛の流出がありましたが、これは、貯留ヤード棟に堆積したスラグに付着していた水砕水（溶融スラグを冷却、凝固させるための水＝鉛を含んでいます。）が、降雨時に貯留ヤード棟前面の雨水排水溝へ流れ出て、鉛が工場外に流出したものです。

事業者が対策を講じ、現在、鉛等が雨水排水口へ流出することはございませんが、今後は、このようなことが二度と起こらないよう、資源循環工場各社に対して、徹底した管理体制を求めるとともに、監視体制を強化しております。

18) 第Ⅰ期事業の環境影響評価事後調査結果の全内容をお知らせください。

【回答】

彩の国資源循環工場整備事業に係る事後調査書は、環境影響評価書に記載されているとおり、平成20年11月の事後調査書の提出を目途に調査を進めております。

彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る事後調査は環境影響評価書に記載されているとおり、稼働開始時と定常状態の2時点で行うこととしています。現在、施設の稼働開始時の事後調査書を取りまとめ中であり、取りまとめが終わりしだい、公告・縦覧する予定です。

19) 第Ⅰ期事業での環境影響評価による周辺大気調査地点がその後変更されました。当初の地点の設置理由とその後の変更理由は？

【回答】

環境影響評価での大気質の調査地点については、計画地に隣接している住宅地のうち、寄居町側1地点（オリエンタル火工(株)所有地前）、小川町側1地点（深田地区内）、及び鉢形小学校、天神社前の2地点を選定しています。

事後調査地点は、環境影響評価書において、計画地から遠く影響が軽微であると予測された鉢形小学校及び天神社前を、計画地により近い、埼玉県立小川げんきプラザ、五の坪集落農業センター内を調査地点に変更しています。

20) 第Ⅰ期事業での関係地区が当初3地区でしたが、その後5地区に増えました。当初の設定理由とその後の変更理由は？

【回答】

ご質問の趣旨が環境影響評価に関することですので、環境影響評価の関係地域についてお答えします。彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書において、第Ⅰ期事業に係る環境に影響を及ぼす地域として、計画地から半径3km以内の寄居町、小川町、花園町（現深谷市）、東秩父村の4地域があげられています。

また、彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業の環境影響評価書においても、同じ4地域があげられています。

21) 環境影響評価は4季行う定めですが、第Ⅰ期事業での環境影響評価は3季のみであった理由は？

【回答】

彩の国資源循環工場環境影響評価書に記載されているとおり、大気質4季、気象4季、水質4季、水象4季と決められた季数で調査を実施しています。

22) 第Ⅰ期事業の環境影響評価での排気拡散予測に、山地気象に不適なブルーム・パフ式を使用した理由は？

【回答】

環境省の廃棄物処理施設生活環境調査指針(H18.9)に一般的な大気拡散式として、有

風時はブルーム式、無風・弱風時はパフ式が上げられているため、第Ⅰ期事業の環境影響評価においては、ブルーム・パフ式を使用し、地形による影響を考慮して、修正を加え予測を行っています。

23) 第Ⅱ期事業での「戦略的環境影響評価」とは、何を目的とし、どのような内容のものですか？

【回答】

戦略的環境影響評価は埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（H14.3.27）に基づき、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路、鉄道、廃棄物処理施設などの計画等の案を作成する段階において、計画策定者が、社会経済面の効果や環境面の影響を予測評価した内容を県民等に開示し、情報交流をすることにより、幅広く環境配慮のあり方を検討するものです。

第Ⅱ期事業での「戦略的環境影響評価」では、廃棄物処理施設及び工業団地の整備事業計画の検討において実施したものです。

<環境測定について>

24) 第Ⅰ期事業はクローズドシステムであり排水が出ないことが前提でしたが、その排水から複数の環境汚染が出たことについて、その根本的理由は？また、各企業に対してどのような排水の管理をしていますか？

【回答】

工場からの鉛の流出がありました。これは、貯留ヤード棟に堆積したスラグに付着していた水砕水（溶融スラグを冷却、凝固させるための水＝鉛を含んでいます。）が、降雨時に貯留ヤード棟前面の雨水排水溝へ流れ出て、鉛が工場外に流出したものです。

事業者が対策を講じ、現在、鉛等が雨水排水口へ流出することはありませんが、今後は、このようなことが二度と起こらないよう、資源循環工場各社に対して、徹底した管理体制を求めるとともに、監視体制を強化しています。

25) 複数の高温焼却施設の排気中での重金属類や複合合成物質に対しての測定方法、また、周辺大気測定にどのように反映させていますか？

【回答】

周辺大気測定は、運営協定で定められた二酸化硫黄、二酸化窒素、ダイオキシン類など5項目について、7か所の地点で年4回調査を実施しています。

また、平成18年度からホルムアルデヒド、シアン類、水銀、アスベスト、イソシアネート類、アクリロニトリルの6項目の化学物質について、周辺大気測定地点と同じ7地点で、年1回実施しています。

26) 人間は有害化学物質を体内に蓄積していきます。周辺住宅地において大気からの蓄積量のわかる松葉による測定や土壌測定が行われていないのはなぜですか？

【回答】

資源循環工場では、事業実施段階での環境影響評価のほか、彩の国資源循環工場事業化検討委員会及び埼玉県廃棄物処理施設専門委員会の審議を経た上で、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県の間で運営協定を締結し、立地企業には法令の基準を上回る厳しい基準を遵守させるとともに、埼玉県による工場稼働前からの継続的な環境調査を行い、環境対策に万全を期しております。

さらに、測定・検査の結果につきましては住民の皆様に公表するとともに、住民監視システムを導入し、透明性の高い運営管理を行っています。施設稼働に伴う大気への影響については、十分これからも配慮してまいります。